**個人情報保護方針**

**はたの耳鼻咽喉科では、患者様の大切な個人情報を適切に取得し管理・活用しています。 また、患者様の個人情報を取り扱うに当たり、「個人情報保護に関する法律」をはじめとする関係法令やガイドラインなどを尊守し、安全で質の高い医療を提供いたします。**

**法令等の遵守**

**個人情報を取り扱うにあたり、「個人情報保護に関する法律」をはじめとする関係法令を遵守し、厚生労働省が定める「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」をその指針とします。**

**個人情報の取得について**

**はたの耳鼻咽喉科では、保険者証、医療証、問診票、お薬手帳、問診などから個人情報を取得しています。適正な医療を提供する目的で保険者証や医療証などを複写・管理しております。**

**管理運用について**

**個人情報保護の重要性を認識し、業務を行う上で個人情報を適切に取得・利用し、保護していきます。不正アクセスや紛失・破壊・改ざんおよび漏洩などが起こらないよう予防に努めます。また、管理についても職員への指導を徹底し、組織的・人的・技術的・物理的な問題がある場合は改善していきます。**

**院内での利用**

**・患者様に適切な医療を提供するための利用**

**・医療保険事務や会計・経理にかかる業務および医療安全対策・サービス向上活動のための利用**

**・検体検査業務の委託等、当院が業務を委託している業者へ患者様の個人情報の共有利用**

**第三者提供（他の医療機関を含む本人以外への情報提供）**

**・治療等で、他の病院・診療所・施設・薬局・訪問看護ステーション・介護サービス事業者等との円滑な連携運用のための個人情報の提供**

**・他の医療機関等から患者様へ医療を提供する為に照会があった場合の回答**

**・より適切な診療を行う上で、外部の医師等の意見・助言が必要な場合の情報収集または提供。**

**・医師賠償責任などに係る、医療に関する専門の団体、保険会社等への相談または届出をする場合**

**・患者様への医療の提供に際して、家族などへ病状の説明する場合**

**院内業務またはこれに準ずる利用**

**・医療・介護・福祉・保健サービスや関連業務の維持・改善の為に基礎資料など院内の業務に係る利用**

**・外部監査機関等へ情報を提供する場合や事業者から委託を受けて健康診断等を行った場合の事業者への結果通知等の他の事業者への情報提供を伴う場合**

**・学会や学術誌発表などの研究利用**

**患者様の同意なしに第三者に提供する場合**

**・医療法に基づく立入検査または、介護保険法に基づく不正受給者に係る市町村への通知や、児童虐待の防止に関する法律に基づく児童虐待に係る通告等の法令に基づく場合**

**・意識不明で身元不明の患者について、関係機関へ照会する場合や意識不明の患者の病状や重度の痴呆性の高齢者の状況を家族等に説明する場合や生命、身体又は財産の保護のために必要で本人の同意を得ることが困難な場合**

**・健康増進法に基づく地域がん登録事業による国又は地方公共団体への情報提供や、がん検診の精度管理のための地方公共団体又は地方公共団体から委託を受けた検診機関に対する精度検査結果の情報提供及び、児童虐待事例についての関係機関との情報交換時、医療安全の向上のため院内で発生した医療事故等に関する国・地方公共団体又は第三者機関等への情報提供に該当し、本人の同意を得ることが困難であり、公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合**

**・承認統計調査及び届出統計調査に協力する場合等の国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合**

**・検査等の業務を委託する場合**

**・外部監査機関への情報提供を行う場合**

**・患者様の情報を特定の者との間で共有して利用するとして、本人に通知している場合**

**患者様の情報を匿名化して利用する場合**

**・インシデント・アクシデントレポートの作成や医療事故の原因追求・今後の具体的改善策のための報告等**

**・地域連携等の症例検討会等**

**・医師等の学会発表等**

**第三者に提供するにあたり患者様の了承を得る場合**

**・患者様が民間の生命保険に加入しようとする場合や生命保険会社から患者様の健康状態等について照会があった場合等についての対応**

**・上司等から社員の病状に関する問い合わせまたは休職中の社員の復帰の見込みに関する職場からの照会についての対応**

**・学校の教職員から児童・生徒の健康状態に関する問い合わせ、休学中の児童・生徒の復学見込みに関する照会についての対応**

**・健康食品等の販売を目的とする会社から、該当の患者様の存在の有無について照会された場合や、対象となる患者様の紹介依頼があった場合のマーケティング等を目的とする会社等からの照会についての対応**

**開示について**

**診療情報の開示を申し出ることが出来るのは患者様本人に限ります。ただし、以下の場合については申請者の身分および本人確認、当該患者との関係を証明できるものがあればその権利を認めるものとします。**

**（１） 成年被後見人の法定代理人**

**（２） 未成年者の法定代理人**

**（３） 実質的に患者のケアを行っている親族またはそれに準ずる者**

**（４） 患者本人に委任された第三者**

**（５） 未成年で死亡した患者の親権者であった者**

**（６） 患者本人が死亡し、遺族との信頼関係確保の観点から診療情報を開示することが必要と認めた遺族（法定相続人）又はそれに準ずる者、特別縁故者、それらに委任された第三者**

**（７） 国の機関若しくは地方公共団体において法令の定める事項に関わる者**

**訂正などについて**

**個人情報の内容に明らかな誤りがあり、患者様本人から訂正・追加・削除の請求があった場合、これらの請求に適宜対応致します。**

**令和元年9月2日施行。**

**医療法人社団けやき会　はたの耳鼻咽喉科**

**小野　貴之**